

杉並区議会基本条例（案文）

前文（未検討）

第1章「総則」

（目的）

第1条 この条例は、杉並区議会（以下「議会」という。）及び杉並区議会議員（以下「議員」という。）が区民の信託に応え、区民の生活の向上及び区政の発展に貢献することを目的とし、議会に関する基本事項を定めます。

（条例の位置付け）

第2条 議会は、議会に関する他の例規の制定改廃を行うときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければなりません。

第2章「議会及び議員」

（基本理念）

第3条 議会は、直接選挙により選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視及び牽制する機能を持つ議事機関として、区民の信託に応える議会活動を行うため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方自治の本旨の実現を目指すものとします。

【解説】

- ・議事機関と執行機関の役割について説明する。

（基本方針）

第4条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる方針に基づき議会活動を行うものとします。

- （1）地方自治法（以下、「法」という。）で定めるところにより有している条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び請求等の権限を適切に行使すること。
- （2）区政の発展及び区民生活の向上のため、区民の多様な意見の反映を図るとともに、自由かつ活発な討議を行い、効果的かつ効率的な議会運営を行うよう努めること。
- （3）議会が保有する情報及び会議の公開、情報提供の充実により、区民との情報共有を図り、区民に対する説明責任を果たすよう努めること。

(4) 議会の会議運営を行うにあたり、会議への参加を妨げる社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮に努めること。

【解説】

- ・(3)に関連して、「杉並区議会情報公開条例」等、関連する例規について記載する。また、情報公開請求についても説明する。
- ・(4)に関連して、「社会的障壁の除去」についての説明を記載する。

(議員の活動方針)

第5条 議員は、第3条に規定する基本理念の実現のために、次に掲げる方針に基づき活動するものとします。

- (1) 直接選挙により選ばれた代表者であることを自覚し、誠実な職務の遂行に努めること。
- (2) 職務の遂行にあたっては、区民の信託に応えるとともに、常に品位を保持し、政治倫理の向上に努めること。
- (3) 積極的な調査研究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めること。

(議長の役割)

第6条 議員の直接選挙により選ばれた議長は、法の定めるところにより、議会を代表します。

- 2 議長は、公正かつ中立的な立場から議場の秩序を保持し、議事を整理し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければなりません。
- 3 議長は、事務局職員の任免権者として職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければなりません。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うにあたり、会派を結成することができます。

第3章「区民と議会」

(区民との関係)

第8条 議会は、区民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、区民が議会活動に参加する機会の充実に努めるものとします。

(会議の公開)

第9条 議会は、区民に開かれた議会運営に資するため、本会議のほか、常任委員会、議会

運営委員会、特別委員会、全員協議会を公開するものとします。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

- ・傍聴、ライブ中継（本会議）、録画中継（本会議、予決特委員会）についての説明を記載する。
- ・2項に関連して、「杉並区議会傍聴規則」について記載する。

（広報活動の充実）

第 10 条 議会は、多くの区民が議会及び区政に関心を持てるよう、議会に関する情報を、広報紙の発行、インターネットの利用その他の方法により積極的に発信するよう努めるものとします。

【解説】

- ・広報活動の具体的な内容についての説明を記載する。（区議会だより、年報、ホームページ等）
- ・議員の態度の公表として、議案に対する賛否を広報紙、ホームページに公表している旨を記載する。（広報紙は会派の賛否、ホームページは議員別の賛否を公表している。）

（区民意見の反映）

第 11 条 議会は、請願及び陳情を、要望又は政策についての提言として受け止め、適切に審査を行うよう努めるものとします。その審査にあたっては、請願者又は陳情者による説明陳述の機会を設けることができます。

2 議会は、第 8 条に基づく区民の意見の把握が不十分であると判断した場合等、必要に応じて、公聴会及び参考人の制度等の活用を努めるものとします。

3 議会は、区民の意見等を踏まえ、必要に応じて法第 99 条の規定に基づく意見書を国会又は関係行政庁に提出し、行政課題の解決に努めます。

【解説】

- ・区民が持つ権利として、「直接請求」、「住民投票の請求」について説明する。
- ・請願・陳情の採択に基づく意見書の提出について説明する。

第4章「議会と区の執行機関」

(区長等との関係)

第12条 議会は、区の議事機関として、区長、教育委員会、その他の執行機関（以下「区長等」という。）との違いを認識し、役割を果たさなければなりません。

(議決)

第13条 議会は、法第96条第1項の規定に基づき、条例の制定改廃、予算、決算認定、その他の事件を議決しなければなりません。

2 議会は、法第96条第2項及び杉並区自治基本条例第14条第1項に基づき、基本構想の策定又は変更を議決しなければなりません。

3 議会は、前項に定めるもののほか、必要な事項を議決事件に追加することができます。

【解説】

- ・議決には、団体意思を決定する議決と、機関意思を決定する議決の2種類があることを説明する。
- ・機関意思としての議決に、後期高齢者医療広域連合議会議員の候補者選出があることを記載する。

(執行機関の人事)

第14条 議会は、執行機関の次の人事について、法令の定めに従って決定しなければなりません。

一 副区長

選任の同意及び解職（法第87条及び第162条）

二 監査委員

選任の同意、解職及び罷免（法第87条、第196条第1項及び第197条の2）

三 教育委員会の委員及び教育長

任命の同意、解職及び罷免（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第2項、第7条並びに第8条第2項）

四 選挙管理委員会の委員

選挙及び解職・罷免（法第87条、第182条及び第184条の2）

五 農業委員会の委員

選任の同意及び罷免（農業委員会等に関する法律第8条第1項及び第11条）

【解説】

- ・人権擁護委員の推薦同意、名誉区民の選任同意について記載する。
- ・都市計画審議会委員への議員推薦、消防団運営委員会委員への議員推薦について記載する。（都計審は政令、消防団は都条例により、議員の枠が規定されている。）

(調査及び説明要求)

第 15 条 議会は、必要に応じて、法に定めのある検査権、監査請求権、調査権及び説明要求権等を行することができるほか、より充実した議会活動を行うために、区長等に対して資料の提出を求めることができます。

2 議会は、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例の規定により、区民等の意見提出手続を実施した案件については、公表された結果を審議の参考にするものとします。

第 5 章「議会の会期」

(定例会)

第 16 条 定例会は、区長の招集により、原則として次に定める期間に開会するものとします。ただし、その都度、議場において、会期及びその延長に関する事項を議決しなければなりません。

- | | |
|------------|---------------|
| 一 第 1 回定例会 | 2 月から 3 月まで |
| 二 第 2 回定例会 | 5 月から 6 月まで |
| 三 第 3 回定例会 | 9 月から 10 月まで |
| 四 第 4 回定例会 | 11 月から 12 月まで |

(臨時会)

第 17 条 臨時会は、次の定例会を待たず、緊急に (※) 審議 する必要があるときに、開会するものとします。

2 議会は、次の各号に掲げる招集の請求を行うことができます。

- 一 議長が、議会運営委員会の議決を経て、(※) 付議 事件を示して区長に招集を請求したとき。
- 二 議員定数の 4 分の 1 以上の議員が、(※) 付議 事件を示して区長に招集を請求したとき。

【解説】

- ・定例会では、本会議と委員会が行われることを記載する。(図を入れる方法も検討する)
- ・臨時会では、本会議のみの場合、本会議と委員会が行われる場合、があることを記載する。
- ・臨時会で、議会が招集請求を行った場合の、区長の招集義務について記載する。
- ・委員会における閉会中の継続審査についての説明を記載する。
- ・閉会中の議員活動についての説明を記載する。

(※) → 「審議」か「付議」のどちらかに統一した方が良いのではないかとの意見があり、後日、法務担当に助言を求めることとしている。

第6章「会議」

(本会議)

第18条 本会議は、全議員により構成される会議とします。

- 2 議会は、本会議において、議員の中からは議長及び副議長を選挙により選出します。
- 3 議長は、議会審議の必要に応じて、区長その他の説明員の出席を求めます。
- 4 議会は、本会議において、第13条の規定に基づき、自治体の最終的な意思決定としての議決を行うものとします。
- 5 議会は、本会議において、検査及び監査の請求、第11条第3項の規定による意見書の提出、請願・陳情の採択等、議員に対する懲罰及びその他の事件について、区議会の最終的な意思決定としての議決を行うものとします。
- 6 議事、発言、質問、表決及び会議録等、その他本会議に関して必要な事項は、別に会議規則等で定めます。

【解説】

- 第2項 → 議長が選出される前は、年長議員が議長の職務を代行することを記載する。
- 第3項 → ① 説明員の役職名（区長、副区長、教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、代表監査、各部局長）を記載する。
② 議長から出席の求めがあった場合、説明員は基本的に出席しなければならないが、正当な事由がある場合、議長に届け出をすれば欠席が認められる旨を記載する。
- 第4項 → 地方自治体（杉並区）の意思決定としての議決（＝団体意思の議決）について説明。具体的な議決事項を例示する。
- 第5項 → 議事機関（杉並区議会）の意思決定としての議決（＝機関意思の議決）について説明。具体的な議決事項を例示する。
- 第6項 → 会議規則の他に、議長が決定権者として定めている傍聴規則等があることを説明する。

(一般質問)

第19条 議員は、各定例会において、区長等に対し、区政一般に関して質問をすることができるとともに、自らの政策提言についての認識を質す機会を有しています。

【解説】

- ・①事前通告制、②質問時間ルール（1人概ね30分）、③再質問ルール、④一括質問・一括答弁、⑤議員主導で行うものであることを説明する。

(代表質問) … 未確定

第20条 会派を代表する議員は、区政の重要事項に関する論点及び争点を明らかにするため、次に掲げる事項に対し、区長等に質問することができます。

- 一 区長改選直後の所信表明
- 二 各年度当初予算提出に伴う施政方針

————— **以下、見直し前の条文** —————

(常任委員会)

第21条 議会は、本会議の議決により付議された事項を詳細に審査及び調査するため、次の委員会を設置します。

- 一 総務財政委員会
- 二 区民生活委員会
- 三 保健福祉委員会
- 四 都市環境委員会
- 五 文教委員会

2 各委員会の所管事項、委員定数、委員の任期その他委員会に関し必要な基本事項は、別に定めます。

(議会運営委員会)

第22条 議会は、議会運営の円滑化を図るため、議会運営委員会を設置します。

2 委員定数、委員の任期その他議会運営委員会に関し必要な基本事項は、別に定めます。

(特別委員会)

第23条 議会は、審査及び調査の充実を図るため、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。

- 一 予算の審査（小規模な補正予算を除く） 予算特別委員会
- 二 決算の審査 決算特別委員会
- 三 杉並区自治基本条例の改廃 自治基本条例に関する特別委員会
- 四 杉並区議会基本条例の改廃 議会基本条例に関する特別委員会
- 五 杉並区基本構想の策定及び変更 基本構想に関する特別委員会
- 六 その他議会運営委員会の議決により必要と認める事項

（委員会の活動原則）

第 24 条 委員会は、本会議における議員の表決に先立ち、必要にして十分な審査及び調査を行うことにより、その判断に必要な事項を明らかにするよう努めるものとします。

- 2 前項の規定を実現するため、委員長は、第 15 条に定める議会の会期外においても継続して審査及び調査を行うことができるよう調整を図らなければなりません。
- 3 委員会は、必要に応じて連合審査会及び分科会を設置することができます。
- 4 委員会は、所管事項の審査又は調査を専門的に行うため、小委員会（部会）を設置することができます。小委員会（部会）において、委員は委員間相互の自由討論に努めることとします。
- 5 各委員会は、傍聴人、請願者及び陳情者、説明員並びに委員外議員の便宜に配慮するため、他の委員会の審議日時と重なることのないように相互に日程調整をしなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
- 6 委員会の招集日時は、遅くとも招集日の 7 日前にインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければなりません。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

（全員協議会）

第 25 条 議長は、区政に関する諸事項又は議会の運営に関する事項について必要と認めた場合は、協議又は調整を行うため、全員協議会を開催することができます。

- 2 全員協議会に関し必要な事項は、別に定めます。

第 6 章 「議会の体制」

（議員定数）

第 26 条 議員定数は、区政の現状、社会情勢の変化、区民意見等を考慮し、別に条例で定めます。

（議員報酬）

第 27 条 議員報酬は、第三者機関の意見、区政の現状、社会情勢の変化等を考慮し、別に条例で定めます。

(政務活動費)

第 28 条 政務活動費の交付等については、別に条例の定めるところによるものとし、会派又は議員は適正な執行に努め、その使途について区民に対する説明責任を果たさなければなりません。

- 2 議長は、議会の意見を取りまとめ、議会及び議員と利害関係を有しない学識経験者の意見を聴取して、政務活動費の使途基準を定めるものとします。

(議会事務局)

第 29 条 議会に関する事務を処理するため区議会事務局を設置し、必要な事項は別に定めます。

- 2 議会は、議員の政策形成及び政策提言機能を高めるとともに、円滑な議会運営を推進するため、区議会事務局の調査、法務、その他必要な機能の充実を図るものとします。

(議会の施設)

第 30 条 円滑及び適正な議会活動を行うために、杉並区役所中棟に以下の諸室を設置します。

- 一 議場
- 二 委員会室
- 三 議長室及び副議長室
- 四 議員控室
- 五 議長応接室
- 六 応接室
- 七 議員会議室
- 八 議会図書室
- 九 区議会事務局事務室

(附則)

- 1 議会は、議会運営がこの条例の目的及び原則等に則して行われているか検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置をとるものとする。
- 2 この条例は、平成●年●月●日から施行する。